

令和8年第5回教育委員会会議

1 日 時

令和8年3月19日(木)

開会 10時00分

閉会 11時00分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

酒井雅洋教育長、新屋長二郎委員、眞鍋知子委員、新家久司委員、高野勝委員、辻奈穂子委員

4 説明のため出席した職員

塩田憲司教育参事、山本一彦教育次長、村本治男教育次長、北島公之教育次長、筒井諒太郎教育政策課長、高倉英明教職員課長、樋口勝浩学校指導課長、小山内裕之生涯学習課長、原田仁史文化財課長、黒坂昭弘保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第8号 石川県教育委員会事務局等組織規則等の改正等について
(原案可決)

議案第9号 文化財の県指定について (原案可決)

議案第10号 教職員の人事について (原案可決)

6 報告

報告第1号 石川県災害時学校支援チームの設置について

7 審議の概要

・開会宣告

酒井教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第10号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案 8 号 石川県教育委員会事務局等組織規則等の改正等について
(筒井教育政策課長説明)

1 ページをお開きください。「議案第 8 号石川県教育委員会事務局等組織規則等の改正等について」ご説明いたします。

「1 提案理由」でございますが、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるためです。

「2 改正規定」につきましては、記載の 1 4 の規定でございます。改正概要と併せて説明いたします。

「3 改正概要」につきましては、2 ページをお開きください。

改正概要でございますが、「1 改正内容」について、まず「(1) 組織改正に伴うもの」でございますが、

- ・一つ目は、県立高校の魅力化に向けた施策を推進する組織として、教育政策課内に県立高校魅力化推進室を設置するもの
- ・二つ目は、令和 9 年度の開催に向け、学校指導課内の開催準備室を全国高等学校総合文化祭開催推進室に改称し、体制を強化するもの

でございます。

改正等する規定は、

- ・石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ・教育振興推進室及び全国高等学校総合文化祭開催準備室廃止に係る告示
- ・県立高校魅力化推進室設置に係る告示
- ・全国高等学校総合文化祭開催推進室設置に係る告示

となります。

次に、「(2) 公益信託に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するもの」でございます。

これは、公益信託に係る事務が知事の権限に一元化されることから、石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止するなど、所要の改正を行うものであります。

改正等する規定は、

- ・石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止
- ・石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ・教育長に対する権限委任規則の一部改正
- ・教育長専決に関する規則の一部改正
- ・教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止
- ・電磁的記録を使用して行うことができる保存等の告示の廃止

となります。

次に、「(3) 文書の電子化を踏まえ、関係規定を整備するもの」でございます。

これは、文書のペーパーレス化を踏まえまして、紙文書を前提とする規定を電磁的記録による文書も踏まえた内容とすることや、電子契約の導入等に伴い、関係規定を整備するものであります。

改正する規定は、

- ・石川県教育委員会文書管理規程の一部改正

となります。

次に、「(4) 字句の修正など、関係規定を整備するもの」でございます。

一つ目が、(ア) 所属長専決事項や教職員の健康管理に関する規程を整理するもの等
でございます。改正等する規定は、

- ・ 石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- ・ 石川県立学校処務規程の一部改正
- ・ 石川県立学校教職員結核管理規則の廃止

でございます。

二つ目が、(イ) 行政手続法の一部改正に伴い、引用する条文番号を修正するもので
ございまして、改正する規定は、

- ・ 石川県教育委員会聴聞規則の一部改正

でございます。

「2 改正案」につきましては、別添資料の通りです。

「3 施行年月日」につきましては、1 (1) は、定期人事異動日としておりまし
て、教育振興推進室及び全国高等学校総合文化祭開催準備室の廃止の告示につきまし
ては、定期人事異動日の前日となります。

1 (2)、(3) 及び(4) アにつきましては令和8年4月1日となります。

1 (4) イ につきましては、行政手続法の改正に併せまして、令和8年5月21日
となります。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【質疑】

(新屋委員)

県立高校の魅力化推進室ですけれども、具体的にどういう背景で設置することにな
ったのか、その方向性と内容、どの程度の期間この室を設置する予定なのか。

(筒井教育政策課長)

国でもネクストハイスクール構想として、私学の無償化を端に県立高校の魅力化を
行っていくこととしており、具体的には国が令和7年度に3,000億円の補正予算
をつけ、各都道府県がそれを元に基金を設置し、魅力化に資する事業を行っていく。

そこでまずは、県内に魅力化の拠点校となる学校をいくつか選定し、魅力化を推進
していく。更に拠点校だけでなく、全県的な魅力化を進めていかななくてはいけないの
で、2月に国で閣議決定された高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)
に基づき、各都道府県が高校魅力化の実行計画を令和8年度中に策定することになっ
ています。背景としてはそのような動きがあるということになります。

直近の業務としては、その拠点校選定に対する国への申請というものがあります。

その後は県全体としての高校の魅力化の実行計画の策定業務を行っていくことにな
ります。

室の設置期間については、現時点では特段どれ位設置するのかということはまだ決まっ
ておりません。

(新家委員)

高校魅力化については、教育委員のメンバーも興味を持っておりますので、意見交
換をする場などをまた設けていただければと思います。

(酒井教育長)
採決を行う。

(各委員)
異議なし。

議案 9 号 文化財の県指定について（原田文化財課長説明）

資料の 3 4 ページ、議案第 9 号の「文化財の県指定について」ご説明いたします。

まず、提案理由について説明いたします。先月 2 5 日の教育委員会会議で文化財保護審議会への諮問をお諮りした文化財について、一昨日（3 月 1 7 日）に開催された同審議会において「文化財に指定することが適当である」との答申を得ました。

指定する文化財であります、有形文化財（建造物）の、「旧室木家住宅」の 1 件であります。

資料の 3 5 ページをご覧ください。種別は「有形文化財（建造物）」、名称及び員数は、「旧室木家住宅 主屋・表納屋・米蔵・道具蔵（2 棟）計 5 棟」、所在地は「七尾市中島町外」、所有者は「七尾市」でございます。

指定理由として、本文化財は、江戸時代の豪農の民家の形式が踏襲されつつ、新しい意匠が巧みに組み合わされた主屋など、近代和風建築の好例であり、屋敷構えと景観も往時をとどめ、地域の富裕層のあり方をよく伝え、価値が高いためでございます。

資料の 3 6 ページ以降は、指定理由の詳細、位置図及び写真、配置図を示してあります。

戻りまして、3 4 ページをご覧ください。3 の指定日につきましては、県公報の告示の日となっております、本会議でご承認がいただければ、3 月 2 7 日の県公報に登載の手続きを行い、告示したいと考えております。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

【質疑】

なし。

（酒井教育長）

採決を行う。

（各委員）

異議なし。

報告第1号 石川県災害時学校支援チームの設置について
(北島教育振興推進室長説明)

資料45ページをご覧ください。

「石川県災害時学校支援チームの設置について」ご説明させていただきます。

「1 目的」であります。先の能登半島地震の際に、兵庫県や熊本県など6府県から、延べ260人もの教職員を派遣いただき支援を受けた経験を踏まえ、本県においても、県内外において大規模な災害が発生した場合に、被災地の学校教育の早期再開等を支援するため、防災や災害時の学校運営についての専門的知識と実践的対応能力を備えた教職員で構成する「石川県災害時学校支援チーム」を設置することとしております。

「2 支援チームの概要」であります。チーム構成員の対象者は、県内公立学校の教職員及び県教育委員会事務局職員とする予定です。

チーム員の募集にあたっては、市町立学校については市町教委を通じて、県立学校は、各学校より、本人希望を前提に推薦をいただくこととしております。

なお、先月末に、県立学校長及び市町教育委員会の方に参集いただき、災害時学校支援チームの活動意義等に関する講習会を、能登半島地震の際に支援いただいた兵庫県の学校支援チーム員並びに他県の支援を受けた奥能登の中学校の校長を講師として招いて実施したところであり、募集にあたっては、この講習会の講演内容を教職員用の情報共有サイトであるスマートスクールネットを通じて動画配信し、全教職員に対する理解促進を図ることとしております。

チーム員の養成目標人数は100人程度を考えております。

支援チームの構成については、被災地では車での移動が基本となることを踏まえ、1チームあたり3～4名程度の体制を考えております。

また、1派遣あたりのチーム数や活動期間については、被災地の状況により判断することとなるため、記載はしていませんが、想定としては、能登半島地震の際の他県の実績等を踏まえ、一度に派遣するチーム数は1～3チーム、活動期間は4日程度を考えております。

チーム員の活動内容であります。主に被災地の学校において、学校再開や児童生徒の心のケアのほか、学校が避難所となっている場合、その運営支援などを行います。

また、平時においては、身に付けた専門知識を活かして、所属校における防災教育などに取り組んでいただきたいと考えています。

チーム員の養成については、来年度、チーム員として必要となる知識等を身に付けるための全3日間程度の養成研修を実施いたします。

「3 設置までのスケジュール」であります。年度初めの4月にチーム員の募集を開始し、5月下旬には候補者を決定したいと考えております。

その後、候補者には、6月から10月にかけて、全3回の養成研修を受講いただき、研修最終日にチーム発足という形で進めたいと考えております。

説明は以上となります。

【質疑】

(高野委員)

能登半島地震において、日本全国から先生に来ていただいて学校からは本当に助かったという声を聞きます。石川県としてもこういうことをするのは本当に良いことだ

と思います。ここで、大規模な災害と書いてありますが、ここでいう災害は具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

(北島教育振興推進室長)

地震、水害等、学校が何らかのかたちで運営できなくなった状態を考えています。広く捉えていただければと思います。

(高野委員)

最短だと10月以降にチームができますが、近年は複数県にまたがるような水害が頻繁に起こっていると思います。そのようなときに派遣するかどうかという基準はあるのでしょうか。

(北島教育振興推進室長)

明確な基準はまだ設けていません。本当に状況次第だと思います。他県にも同様のチームがありますので、他県との情報共有等も行いながら進めてまいりたいと思います。

(酒井教育長)

基本的には、要請があったらということになります。

(新屋委員)

募集にあたって年齢制限などはあるのでしょうか。また、チームを作るとなると日頃のコミュニケーションも大事になってくるとは思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

(北島教育振興推進室長)

年齢構成もそうですし、男女比ということもあります。チームのバランスなど先行県にも色々聞いておりました、その中でやはり本人の意欲が大きいということで、そういった意味では年齢構成、男女比というところで偏りが生じるのも事実です。実際には、若手を中心に編成されることが多いと聞いております。

コミュニケーションとしては、年に1回スキルアップ研修を行うことを検討しています。年に一度集まって技術の確認及びスキルアップを行い、情報の共有を図りながらチームとしての意志を固めていくというようなことを行っていきたいと考えております。

(眞鍋委員)

チームというのは100人で1チームではなく、3～4人のチームが30ぐらいの固定化されたチームを作るというイメージでしょうか。

(北島教育振興推進室長)

固定化はせず、事務局のほうでそれぞれの状況に応じたメンバーをその都度編成し向かわせるというかたちになります。

(辻委員)

先ほどの希望者により偏りが生じるというところで、金沢が多くて他の地域はすごく少ないといったこともあると思うので、メンバーは県内の学校に満遍なくいるのが良いと思います。

(北島教育振興推進室長)

まずは意欲がある方が前提ですが、その中で募集定員を超えた場合は地域バランスを考慮したり、また隊員が抜けていく場合も想定されます。そうした場合に足りないと思われる地域から募集したりということを行っていきたいと考えています。

(新家委員)

行かれるのは若い方が多いとのこと、一回の派遣で3～4日間ということですが、そのときの手当などはあるのですか。

(北島教育振興推進室長)

特別な手当はございません。宿泊費や交通費などの旅費については支給されます。

(新家委員)

実費は出ますということだと思いますが、保険なども必要かと思いますのでまだご検討されていなければ検討をお願いします。

また、派遣チームへのバックアップも必要だと思います。国交省もこのような体制を検討しており、国交省では卒業生などOBが先頭に立って派遣されるような体制になっておりますので、ぜひOBの活用なども検討されたら良いと思います。

(酒井教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第10号 教職員の人事について

高倉教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

- ・閉会宣言
酒井教育長が閉会を告げる。